

東京電力 放射能汚染事件 福島から刑事責任追及の声
〔週刊金曜日〕二〇一二年四月一三日号)

ルポライター・明石昇二郎

原発事故ほど理不尽なものはない。放射能（放射性物質）による環境汚染をどれだけ引き起こそうと、そして周辺に甚大な経済的被害が発生しようとして、賠償のルールは加害企業である東京電力の側で勝手に決める。事故で福島第一原発が撒き散らした放射能による被曝は、「被害」や「傷害」として絶対に認めようとしな

そうしたルールに従わない債権者からの賠償請求は無視し、裁判等を通じて訴えない限り相手にしない。

東京電力に反省の色は見えない。自らが加害者であり債務者であるとの自覚が完全に欠落した、異常なほど頭の高い「民間企業」である。

彼らは、事故で天文学的な負債を抱えようが絶対に倒産しないという自信に満ち溢れている。賠償にかかる原資は税金から青天井で補填される上、電気料金を値上げして他人に負担を転嫁することも可能だからだ。東京電力によれば、値上げは自らに与えられた「権利」（西澤俊夫・東京電力社長の言葉）なのだという。

これでは、まるで「事故成金」である。原発事故で故郷を追われた福島県の被災者たちをよそに、東京電力とそこに群がるゼネコンをはじめとした原子力産業だけは焼け太りしていく。国費と税金の投入は、東京電力に対するものだけでもすでに三兆五〇〇億円に達しようとしている。

債務者が開き直り、債権者はひたすら逆境を耐え忍ぶ――。異様なま

での理不尽がまかり通っているのは、原発事故を招いた者たちの刑事責任が何も問われていないからに他ならない。

「被曝は傷害事件だ」

二月六日、福島県いわき市で「東京電力福島原発事故の犯罪を問う実践講座」が開催された。

「福島原発事故により強制的に被曝させられた私たち被害者は、生活と健康の不安に怯えながら、このまま泣き寝入りするわけにはいかない」

（いわき市議会議員の佐藤和良さん）

との要請に、『福島原発事故の「犯罪」を裁く』（宝島社）の著者である作家の広瀬隆氏と弁護士やすだゆくおの保田行雄氏が応じて開かれたものだ。

講座の目的はただひとつ、いまだ刑事責任が問われていない東京電力の経営陣や規制当局の役人、そして原発は「安全だ」とお墨付きを与えてきた御用学者らを相手に、福島県民が告訴や告発を実践するにはどうすればいいのか――である。

この日の「実践講座」では、広瀬氏が福島原発事故による被災住民の被曝実態を報告し、続いて保田弁護士が、

「被曝は傷害事件であり、人の命や健康に関する罪で、刑法二二一条の業務上過失致死傷罪にあたる」

と説明。その責任を追及する手段として、福島県民の場合は、被害者自らが捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める「集団刑事告訴」が適していることなどが解説される。

「被害者みんなで告訴状を練り上げよう。そして、その告訴状を提出するのは、ともに被曝の被害に晒され

た『福島地検』しかあるまい——」
それが、この日の実践講座の参加者たちが出した結論だった。

一カ月後の三月一六日、原発事故を招いた責任者らの刑事責任を追及する「福島原発告訴団」が結成される。同日、いわき市で開かれた結成集会には、福島県内在住の被災者や県外に避難している被災者約一〇〇人が参加。告訴団長に選ばれた同県三春町の武藤類子^{るいこ}さんは、

「告訴とは、ある人を『犯罪者』として訴えること。エネルギーのいることで、内心私もドキドキしている。本当は、事故に関わっていた人々が自らの罪を自覚して自首をしてくれれば一番いい。しかし、彼らが自ら責任を取ることはない。何としても私たちは、原発事故の責任が誰にあるのかを明確にして、その人たちに責任を取ってもらわなければならぬ。この告訴は正しいことだと確信している。勇気をもって行動していきたい」と挨拶した。

被害者にも刑事責任？ 首相の「総懺悔」論

刑事責任に対する「国」と「地元行政」の姿勢には、どうにも埋めがたいほどの温度差がある。

A P F 電によれば三月三日、外国プレスとの会見で野田佳彦首相は、福島原発事故の刑事責任について次のように述べ、退けたのだという。「政府も、事業者も、あるいは学問の世界においても、安全神話に浸りすぎていたということは総括として言えるだろうと思う。誰の責任というよりも、誰もがその痛みは、責任は共有しなければいけないだろうと思う」

被曝を強いられた被害者もまた、

事故の責任を共有すべきだ——というのである。いわば「一億総懺悔^{ざんげ}」論といったところだ。

一方、福島第一原発の近隣市町村の間からは、今回の「刑事告訴団」結成の動きを歓迎する声さえ聞かれる。

三月一六日の結成集会では、ちよつとしたサプライズもあった。南相馬市の桜井勝延市長から、次のような「応援」メッセージが寄せられたのである。

「避難に伴い二六六人も南相馬市民が災害関連死している。東京電力が対策を執ってこなかったことがこのような状況をもたらしたのであり、金銭的賠償で償えるものではない。告訴団結成が、東京電力の責任追及と多くの原発事故被災者の励ましになり、二度とこのような事故を起こさないことにつながることを期待している」

集会参加者からは、
「S P E E D I (スピーディ)緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」の情報を、福島県も一緒になって隠蔽^{いんぺい}していたとの報道がある。『被曝安全説』を振り撒いた山下

俊一・長崎大学教授を招聘^{しょうへい}したのも県。住民の避難を遅らせた点では県も同罪だ。県も告訴の対象に含めるべきではないのか」

との意見も。誰を告訴するのは、今後の検討課題とされた。

告訴団を支える弁護士には、全国各地の原発差し止め訴訟に関わってきた河合弘之弁護士と保田弁護士が就任。業務上過失致死傷罪をはじめ、ありとあらゆる法令を駆使し、加害者及び加害企業の刑事責任を追及していくことになる。

県内各地で「学習会」開催

それと並行して、四月以降、弁護士も参加する学習会を県内各地で連続して開き、告訴団への参加者を募っていく方針も決まった。当面の目標は、一〇〇〇人規模の福島県民からなる一大告訴団にまで発展させることだ。

告訴団への参加資格は、「二〇一一年三月一日時点で福島県在住だった人。年齢・国籍は問わない」

とした。自身が被害者であるのなら、たとえ未成年であっても刑事告訴は可能だからだ。原発事故発生後、福島県から全国各地に避難・移住した人も、もちろん有資格者である。山形、新潟、京都、北海道、石川の各道府県など、避難した福島県民が多い地域では、五月中に学習会が計画されている。

福島地検への告訴状提出は、六月一日(月)の予定だ。これを「第一次」の提出とし、それ以降に予定される第二次以降の提出では、福島県民以外でも告訴団への参加を受け付けるという。

*

この刑事告訴に関する問い合わせは「福島原発告訴団」事務局(080・5739・7279、メール info@1fkokuso.org) まで。

配信元：ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇二郎

URL: <http://www.rupoken.jp/>